

報道関係者 各位

平成29年10月25日

【照会先】

第一部会担当審査総括室

室長 金 成 真 一

(直通電話) 03-5403-2157

大乘淑徳学園不当労働行為再審査事件 (平成28年(不再)第62号) 命令書交付について

中央労働委員会第一部会（部会長 荒木尚志）は、平成29年10月24日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

【命令のポイント】

～ 団体交渉の開催条件に固執して団体交渉を開催しなかったことが、不当労働行為に当たるとされた事案 ～

法人は、交渉場所について組合の主張する条件を採れない合理的な理由を具体的に説明することなく、学外に限るとの自らの条件に固執して団体交渉を開催しなかったといわざるを得ず、このような法人の対応は、労組法第7条第2号の不当労働行為に当たる。

I 当事者

- 1 再審査申立人 : 学校法人大乗淑徳学園（「法人」）（東京都板橋区）
教職員587名（平成27年8月現在）
- 2 再審査被申立人 : 淑徳大学教職員組合（「組合」）（埼玉県入間郡三芳町）
組合員少なくとも3名（平成27年8月現在）

II 事案の概要

- 1 本件は、法人が、法人の運営する大学の学部の廃止予定を受けて結成された組合に対し、①組合員の雇用の維持や組合活動の保障等を議題とする平成27年3月及び同年5月の団体交渉申入れ（「本件団交申入れ」）に応じなかったこと、②法人施設内における組合活動を認めないなどと組合に通知したこと、③法人と組合との間の連絡手段を郵便に限定したこと、④組合宛ての郵便物を返送等したことなどが不当労働行為であるとして、救済申立てがあった事件である。
- 2 初審東京都労委は、①法人の求める団体交渉ルールに固執した団体交渉拒否の禁止、②法人施設内における組合活動を認めないなどの通知、法人と組合との間の連絡手段を郵便に限定し文書や口頭による申入れを受け付けないこと及び組合宛ての郵便物等の返送等による支配介入の禁止、③文書掲示等を命じ、その余の申立てを棄却したところ、法人は、これを不服として、再審査を申し立てた。

Ⅲ 命令の概要

1 主文

本件再審査申立てを棄却する。

2 判断の要旨

(1) 本件団交申入れに応じなかったことについて

本件団交申入れに組合員の雇用の維持という重要な議題が含まれていたことから、法人は、開催条件に関する労使の対立を速やかに解消して、団体交渉に応ずべきであった。しかし、法人は、交渉場所について組合の主張する条件を採れない合理的な理由を具体的に説明することなく、学外に限るとの自らの条件に固執して団体交渉を開催しなかったといわざるを得ず、法人が団体交渉の開催に応じなかったことに正当な理由があったとはいえない。

したがって、法人が本件団交申入れに応じなかったことは、正当な理由なく団体交渉を拒否したものとして、労組法第7条第2号の不当労働行為に当たる。

(2) 法人施設内における組合活動を認めないなどと組合に通知したことについて

法人は、組合が法人施設の利用に関する要求を議題に含めて本件団交申入れを行ったのに対し、団体交渉を開催しないまま、法人施設における組合活動（団体交渉に関する連絡を含む。）を認めない旨を通知した。また、他の学校で結成された労働組合には法人施設内の組合活動を認めているが、異なる取扱いをすることを是認し得る事情に関する具体的な立証はない。

したがって、法人が法人施設内の組合活動を認めないなどと通知したことは、組合の存在を嫌悪し、その活動を抑制し、組合を弱体化することを企図したものと認められ、労組法第7条第3号の不当労働行為に当たる。

(3) 法人と組合との間の連絡手段を郵便に限定したことについて

法人が、速やかに団体交渉に応ずべき状況下において、団体交渉の開催に関する連絡について、郵送での文書のやり取りに限る旨を一方向的に通告し、法人施設内での直接のやり取りを禁止したことは、円滑な団体交渉の開催を阻害し、組合の基本的な活動に支障を来すものであるといえる。

したがって、法人が組合との間の連絡手段を郵便に限定したことは、組合の存在を嫌悪し、また、あえて組合に労力をかけさせることにより、その活動を抑制し、組合を弱体化することを企図したものと認められ、労組法第7条第3号の不当労働行為に当たる。

(4) 組合宛て郵便物を返送したこと及び組合委員長の自宅に転送したことについて

法人にとって、組合宛ての郵便物等を受け取り、組合委員長のレターボックスへ投入する手間に比べ、同郵便物等を返送又は転送する手間の方が大きい。また、同郵便物等が返送又は転送されることにより、組合に金銭的な負担が発生するとともに、受け取るまでの期間が長期化し、組合活動に一定の不便が生じることは、法人にとっても容易に認識し得るところである。

したがって、法人による組合宛て郵便物の返送及び転送は、組合の組合活動を阻害することを十分認識した上で行われたといわざるを得ず、組合の存在を嫌悪した法人があえて組合に負担をかけさせることにより、その活動を抑制し、組合の弱体化を企図して行ったものと認められ、労組法第7条第3号の不当労働行為に当たる。

【参考】

初審救済申立日 平成27年8月6日（東京都労委平成27年(不)第73号）

初審命令交付日 平成28年11月9日

再審査申立日 平成28年11月15日